

時 期	その他
区 分	災害対策の法制度等
分 野	災害対策の法制度等
検 証 項 目	災害関連法の充実

根拠法令・事務区分	
執 行 主 体	
財 源	
概 要	<p>阪神・淡路大震災においては、初動対応から救助活動、応急対策、被災者の生活再建、都市、産業、医療・保健・福祉、教育・文化の復興、そして事前対策の重要性など、非常に多岐にわたる教訓が示された。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の大規模な改正が行われた。また、各分野においても、震災の教訓を踏まえ、関連法令や対策の整備充実が図られているところである。</p> <p>阪神・淡路大震災の発生から早10年が経過しようとしている。緊急対応、救助、被災者の生活再建支援、都市の復興、産業経済の再生など、非常に多岐にわたる課題に適切に対応し、一日も早い被災地域の復興を成し遂げるために、また、発災前の事前対策を効果的に実施するために、阪神・淡路大震災の教訓を忘れることなく、防災・災害関連法の充実に向けた検討を今後も進めることが重要である。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>参考までに、阪神・淡路大震災に係る法律等については、以下のとおりである。</p> <p>【政府】</p> <p>平成7年(1995年)兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について(平成7年1月20日閣議決定)</p> <p>・政府においては、激甚災害の指定を待たずに特に緊急に実施する必要がある政府系金融機関による中小企業者等に対する低利融資及び中小企業信用保険の特例措置を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 災害融資の特別措置</p> <p>対象者</p> <p>激甚災害による被災都道府県(大阪府及び兵庫県)に事業所を有し、かつ 激甚災害(直接被害及び間接被害)を受けた中小企業者 被災都道府県内の取引相手が被害を受けたことにより、間接被害を受けた被災都道府県外の中小企業者</p> <p>金利</p> <p>4.45%又は3.0%</p> <p>対象となる被害の内容</p> <p>[4.45%の対象者]</p> <p>の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接被害 ・間接被害(売上額等減少) <ul style="list-style-type: none"> (1)借入申込後3月の売上額等が30%減見込み(前年同期比) (2)借入申込前2月の売上額等が20%減(前年同期比) <p>の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接被害(被害を受けた事業者への取引依存度が20%以上あり、かつ(1)もしくは(2)) <ul style="list-style-type: none"> (1)借入申込後3月の売上額等が40%減見込み(前年同期比) (2)借入申込前2月の売上額等が30%減(前年同期比) <p>[3.0%の対象者]</p> <p>の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接被害 ・間接被害(売上額等減少) <ul style="list-style-type: none"> (1)借入申込後3月の売上額等が60%減見込み(前年同期比) </div>

- (2)借入申込前2月の売上額等が50%減(前年同期比)
- の対象者
 - ・間接被害(被害を受けた事業者への取引依存度が20%以上あり、かつ(1)もしくは(2))
 - (1)借入申込後3月の売上額等が70%減見込み(前年同期比)
 - (2)借入申込前2月の売上額等が60%減(前年同期比)

2. 中小企業者信用保険法の特例措置

対象者

大阪府及び兵庫県に事業所を有する中小企業者であって、取引数量の減少等により、経営の安定に支障を生じているもの。

特例措置

(1)保険限度額の別枠

中小企業信用保険法における普通保険(2億円)、無担保保険(2,000万円)、特別小口保険(500万円)について、限度額の別枠を設定。

(2)填補率の引き上げ

普通保険の填補率を70%から80%に引き上げ。

(3)保険料率の引き下げ

普通保険	0.57%	0.41%
無担保保険	0.46%	0.29%
特別小口保険	0.33%	0.19%

[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162-163]

【総理府、国土庁】

阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成7年1月25日政令第11号)

- ・政府においては、1月20日に、阪神・淡路大震災を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定するとともに、当該災害に適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、中小企業者に対する資金の融通に関する特例、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例、母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の措置を指定した。[『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162-163]

総理府本府組織令の一部を改正する政令(平成7年2月15日政令第23号)

- ・阪神・淡路大震災に関し、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関し総合調整を要する事項の調査審議等を行うため、1年間に限って総理府に阪神・淡路復興委員会を設置することとした。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p190-191][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路復興委員会令(平成7年2月15日政令第24号)

- ・阪神・淡路復興委員会の組織に関し、所要の事項を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路復興委員会令の一部改正(平成7年2月24日政令第33号)

- ・阪神・淡路復興委員会の庶務は、阪神・淡路復興対策本部の事務局が内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圏整備局の協力を得て行うこととした。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路復興対策本部組織令（平成7年2月24日政令第34号）

- ・阪神・淡路復興対策本部の事務局に事務局次長を置くこととし、その職務を定める等した。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(平成7年2月24日法律第12号)、阪神・淡路復興対策本部組織令(平成7年2月24日政令第34号、一部改正平成7年3月1日政令第39号)

- ・阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域においてその震災被害が未曾有のものであることから、阪神・淡路地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定め、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することとした。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p191][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

【国土庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省】

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成7年3月1日法律第16号)

- ・阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を講じた。
- ・政府においては、同法及び「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等に基づき、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うこととした。

a 特定被災地方公共団体等に対する補助

(a) 特定被災地方公共団体に対して、激甚災害法の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特別に適用する。

(b) 阪神・淡路大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行う。

公共土木関係

- ・公園・街路・都市排水施設 (補助率 8/10)
- ・改良住宅等 (補助率 8/10)
- ・上水道、簡易水道等施設 (補助率 8/10)
- ・工業用水道施設 (補助率 8/10)
- ・一般廃棄物の処理施設 (補助率 8/10)
- ・交通安全施設 (補助率 8/10)
- ・公立社会福祉施設 (補助率 2/3)

社会福祉法人の社会福祉施設関係

- ・社会福祉法人の設置する社会福祉施設 (補助率 2/3)

公共施設関係

- ・警察施設 (補助率 2/3)
- ・消防施設 (補助率 2/3)
- ・公立病院 (補助率 2/3)
- ・公立火葬場 (補助率 2/3)
- ・公立と畜場 (補助率 2/3)
- ・中央卸売市場 (補助率 2/3)

民間施設関係

- ・商店街振興組合等の共同施設 (補助率 1/2)
- ・民間の設置する公的医療機関である病院 (補助率 1/2)

及び政策医療を行う病院

その他

- ・神戸埠頭公社の管理する施設(国庫補助及び無利子融資)

b 社会保険の加入者等についての負担の軽減

(a) 医療保険等において、一部負担金の免除等を行う。

(b) 医療保険等において、保険料の免除等を行う。

c 中小企業及び住宅を失った者等に対する金融上の支援

(a) 中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等を行う。

(b) 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長を行う。

- (c) 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引き上げ等を行う。
- (d) 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等を行う。
- d その他
 - (a) 平成6年度に加え平成7年度にも歳入欠かん等債(地方債)の発行を可能とする。
 - (b) 船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を適用する。
 - (c) 内定者を雇用保険の被保険者とみなして雇用安定事業等の対象とする。

[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p191]

【防衛庁】

被災自衛官等の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等に関する総理府令(平成7年3月1日総理府令第2号)

- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律4条の規定に基づき、防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定により国から療養の給付等を受ける自衛官等のうち被災自衛官等の範囲を定めるとともに、被災自衛官等に係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護流用費の額の特例を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

【自治省】

地方団体に対して交付すべき平成6年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令(平成7年2月6日自治省令第1号)

- ・ 阪神・淡路大震災等により被害を受けた地方公共団体について、平成6年度分の特別交付税の交付時期及び交付額の特例を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

地方税法の一部を改正する法律(平成7年2月20日法律第9号、平成7年3月27日法律第49号)

- ・ 阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置、不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置を講じることとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p145][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成7年3月1日法律第18号)

- ・ 阪神・淡路大震災対策等に対応するため、地方交付税の総額(特別交付税)に300億円を加算する等の措置を講じた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p145][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例に関する省令(平成7年3月1日自治省令第3号)

- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、療養の給付等について一部負担金の免除等の措置の対象となる者の範囲、申請手続き等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p235]

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律80条第1項の徴収金等の範囲を定める省令(平成7年3月9日自治省令第4号)

- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、阪神・淡路大震災に係る減免の対象となった地方公共団体の徴収金及び災害予防等に通常等する費用のうち、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき歳入欠かん等債をその財源とすることができるものの範囲を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成7年3月13日法律第25号)及び同法施行令(同日政令第54号)

- ・阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されていた統一地方選挙の期日を延期する等の特例措置を講じることとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p145][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

【総務庁】

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法(平成7年3月1日法律第19号)

- ・阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除に関して定めた。[『平成8年版防災白書』国土庁,137-138][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p191][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p235]

【消防庁】

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律79条の消防施設等を定める政令(平成7年3月1日政令第48号)

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律79条の規定により国がその復旧に要する経費を補助する消防施設の範囲、同法80条の規定により歳入欠かん等債を発行することができる地方公共団体の範囲等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

【法務省】

罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(平成7年2月6日政令第16号)

- ・阪神・淡路大震災により被害を受けた借家人及び借地人の権利を保護するため、当該震災を罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に規定する災害に指定し、神戸市等に同条を適用した。(平成7年2月6日政令第16号)[『平成8年版防災白書』国土庁,p140][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p195][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律(平成7年3月17日法律第31号)

- ・阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停の申立てをする場合には、申立ての手数料を免除することとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p140][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p195][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(平成7年3月24日法律第42号)

- ・阪神・淡路大震災による被害の状況に鑑み、波線宣告及び最低資本金制度に関する経過措置の特例を定めた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p140][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p195-196][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法、同法第2条第1項の災害を指定する政令(平成7

年3月24日法律第43号 同日政令第81号)

- ・阪神・淡路大震災による区分所有建物の被害の状況等に鑑み、災害後の区分所有建物の再建等を容易にし、被災地の健全な復興に資するため、大規模な火災、震災その他の災害によって区分所有建物の全部が滅失した場合には、その敷地の共有者等の共有持分等の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数による決議に基づき、その敷地上に建物を再建することができることとするとともに、共有者等による共有物分割請求を一定期間制限する等の措置を講ずることとし、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第2条第1項の災害として、阪神・淡路大震災を指定した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p140-141][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

【大蔵省】

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(平成7年2月20日法律第10号)

- ・阪神・淡路大震災の被害者を含む災害被害者の所得税の負担を軽減するため、所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を1,000万円(改正前600万円)に引き上げた上、所得税を軽減免除した。[『平成8年版防災白書』国土庁,141][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p235]

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年2月20日法律第11号)

- ・阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めた。[『平成8年版防災白書』国土庁,141][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197]

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年3月1日法律第17号)

- ・阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により平成6年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定めた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p142][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p235]

阪神・淡路大震災に対処するための国家公務員等共済組合法の特例に関する省令(平成7年3月1日大蔵省令第4号)

- ・阪神・淡路大震災により被害を受けた者で国家公務員等共済組合法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の対象となる者及びその申請手続き等について定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

【文部省】

阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令(平成7年3月1日文部省令第2号)

- ・私立学校教職員共済組合の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の対象となる組合員及び扶養者を定めるとともに、これらの者の認定の手續等について定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成7年3月27日政令第94号)

- ・阪神・淡路大震災による被害を受けた都道府県であって、その区域内の小中学校の児童生徒が他県の小中学校に転学することにより一時的に減少しているものについて、平成7年度の教職員定数の算定の特例措置を設け、被災地域の学校運営や教育上の指導が円滑に行われるようにした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p142][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197]

阪神・淡路大震災に伴う公立の小中学校及び中学校の教職員定数の標準に関する特例措置を講ずる都道府県等を定める政令(平成7年3月27日文部省令第3号)

- ・阪神・淡路大震災に伴う公立の小中学校及び中学校の教職員定数の標準に関する特例措置の対象として兵庫県を定める等した。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p238]

【厚生省】

災害救助法の適用

- ・厚生省においては、兵庫県神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町、同郡五色町、三原郡西路町、同郡三原町、同郡緑町、同郡南淡町、大阪府豊中市、大阪市、池田市、吹田市、箕面市に、災害救助法を適用し、避難所の設置、炊き出し等による食品の給与、被服・寝具等生活必需品の給与、応急仮設住宅の給与、学用品の給与等の応急対策を行った。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p165]

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令(平成7年3月1日政令第42号)

- ・特別の財政援助の対象となる病院、水道施設、一般廃棄物の処理施設等の範囲を定めるとともに、厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p239]

阪神・淡路大震災に対処するための厚生省関係の特例に関する省令(平成7年3月3日厚生省令第7号)

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬の改定の特例に係る届出事項、健康保険及び船員保険の一部負担金の免除対象者及び申請手続等について定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p239]

【労働省】

雇用保険法施行令の一部を改正する政令(平成7年3月3日政令第51号)

- ・兵庫県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、補助率を引き上げる特例を定めることとした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p143][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成7年3月1日法律第20号)

- ・阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を雇い入れ、その生活の安定を図った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p143][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p239]

労働省組織令の一部改正(平成7年3月1日政令第50号)

- ・労働省職業安定局の所掌する事務に、阪神・淡路大震災の被災地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の施行に関する事務を加えた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p234]

【郵政省】

平成7年の兵庫県南部地震による被災者を受取人に指定する郵便為替の料金の免除に関する省令（平成7年2月6日郵政省令第8号）

- ・平成7年の兵庫県南部地震による被災者を受取人とする電信為替の窓口払の取扱いに係る料金を免除することとした。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

放送法施行規則の一部改正（平成7年2月21日郵政省令第9号）

- ・放送番組の基準の作成及び放送番組審議機関の設置が義務づけられていない臨時かつ一時の目的のための放送として、災害発生時にその被害の軽減に役立つ放送を加えた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成6年2月28日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令（平成7年3月22日政令第30号）

- ・阪神・淡路大震災が発生した市町村の区域内に住所又は居所を有する預金者が平成7年1月16日以前に第1回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入した定額郵便貯金もしくは定期郵便貯金について、同年4月28日までの間に、当該貯金の据置期間又は預入機関内に払い渡しをする場合における当該貯金の利率の特例を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金規則の特例を定める省令（平成7年2月22日郵政省令第10号）

- ・阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行例及び平成6年2月28日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行例の特例を定める政令の特例を定める政令の施行に伴い、その対象となる郵便貯金の預金者が期間内払渡しを受けようとする場合の手続等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

【農林水産省】

農地法施行規則の一部改正（平成7年1月26日農林水産省令第2号）

- ・市町村が仮設住宅の建設等の応急対策又は復旧を行うために必要となる農地転用、及び災害対策基本法に基づく指定公共機関又は指定地方公共機関が鉄道、ガス等のライフラインの応急対策又は復旧を行うために必要となる農地転用について許可不要とした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p142][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

競馬法施行規則の一部改正（平成7年2月16日農林水産省令第7号）

- ・勝馬投票法についての制限を緩和するとともに、兵庫県南部地震災害復旧競馬の開催等について定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

【厚生省・農林水産省】

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による農業者年金の保険料の追納の特例に係る加算額を定める政令（平成7年3月1日政令第43号）

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の規定により納付することを要しないものとされた農業者年金の保険料を追納する場合において、追納すべき額として保険料に加算する額を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による農業者年金の保険料の免除及び追納の特例に係る手続に関する省令（平成7年3月1日厚生省・農林水産省令第1号）

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、保険料の免除の申請、追納等の手続について定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

【通商産業省】

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の通商産業省関係規定の施行に関する政令（平成7年3月1日政令第44号）

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、国の補助対象となる商店街振興組合等の地域及び共同施設、中小企業金融対策の特例の対象となる者の要件等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p239]

中小企業信用保険法施行規則の一部改正（平成7年3月1日通商産業省令第8号）

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、中小企業信用保険法に基づく公害防止保険等の対象となる費用から、阪神・淡路大震災関連保証及び阪神・淡路大震災関連小口保証の対象となる費用を除外することとした。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p239-240]

中小企業近代化資金等助成法施行規則の一部改正（平成7年3月1日通商産業省令第9号）

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、中小企業設備貸与事業の業務の方法の基準のうち貸与期間等につき所要の追加を行った。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

阪神・淡路大震災に伴う特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第9条第1項に定める期間の特例に関する省令(平成7年3月24日通商産業省令第18号)

- ・特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)に基づくガス消費機器設置工事監督者の資格に関し、一定のものは、同法の規定により、3年ごとに講習を受けなければ資格を失うこととされているが、阪神・淡路大震災の復旧作業に従事したために、その講習を期間内に受けることのできなかつた者に関し、一定の場合には、3年の期間の延長を行うこととした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p142-143][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p197]

【建設省】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正（平成7年2月26日建設省令第3号）

- ・阪神・淡路大震災の被災者等について、特定優良賃貸住宅の入居者資格を緩和する等とした。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

都市再開発法等の一部を改正する法律(平成7年2月26日法律第13号)

- ・都市再開発法の一部改正を行い、空地の多い地区で市街地再開発事業が施行できるよう、市街地再開発事業の施行区域内の耐火建築物の割合の算定に当たり、区域内の耐火建築物の敷地面積の全宅地に対する割合により判断する基準を追加した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p144][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

- ・なお、本改正事項は、阪神・淡路大震災により更地が多くなった被災市街地において市街地再開発事業を機動的に実施し、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図る上で有効であることから、他の改正事項に先行して施行された。[『平成8年版防災白書』国土庁,p144][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

被災市街地復興特別措置法(平成7年2月26日法律第14号)

- ・阪神・淡路大震災による大規模な被害を受けた神戸市をはじめとする阪神地域及び淡路地域の市街地を緊急に復興し、防災性の高いまちづくりを実現するとともに、今後、大規模な災害が発生した場合にも即時に対応できるよう、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることを可能とする、被災市街地復興推進地域の区域内における土地区画整理事業及び市街地再開発事業について特例を定める、市街地の復興に必要な住宅供給のため住宅を失った被災者等に係る公営住宅等の入居者資格の特例を設ける、等の特別の措置を講ずることを内容とする被災市街地復興特別措置法を制定した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p144][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

- ・本法の制定と併せて、都市開発資金の貸付けに関する法律を改正し、被災市街地復興推進地域の区

域内の土地の買取りに対する低利融資制度を設けた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p144][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第76条の都市施設を定める政令(平成7年3月1日政令第46号)

- ・国の財政援助の対象となる都市施設として、未供用の道路等を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令(平成7年3月1日政令第45号)

- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、神戸港埠頭公が行う外貿埠頭等の災害復旧事業について補助の対象となる施設を定めるとともに、外貿埠頭公団の解散及び業務の継承に関する法律施行令等の規定を適用する場合における必要な読替を定めた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

鉄道軌道整備法施行規則の一部改正(平成7年3月1日運輸省令第9号)

- ・阪神・淡路大震災を受けた鉄道の災害復旧事業に要する費用について補助を受ける場合に限り要件を緩和した。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p240]

住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令(平成7年3月17日政令第65号)

- ・被災者の住宅再建等を支援するため、貸付限度額の引上げを行うとともに、マンション建替事業に参画する地方住宅供給公社、民間事業者等に対する建設資金の貸付金利の引下げを実施した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p144][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令の一部改正(平成7年3月23日政令第76号)

- ・阪神・淡路大震災の被災者に賃貸するために建設される特定優良賃貸住宅の建設に要する費用について、国の補助の割合を引き上げた。[『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

【環境庁】

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正(平成7年3月17日法律第26号)

- ・認定の更新に関する特例措置を設けた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p145][『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p199][『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』有斐閣,p237]

【国土庁、総務庁、法務省、建設省】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)

- ・阪神・淡路大震災に対応するため立法された各種特別措置等を踏まえ、将来、非常に大規模な災害が発生した場合に、比較的定型的に立法措置が必要となると予想される、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めた。[『平成10年版防災白書』国土庁,p309]

【国土庁、建設省】

阪神・淡路大震災についての特定非常災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成8年12月26日政令第352号)

- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、阪神・淡路大震災を特定非常災害に指定するとともに、当該特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を指定した。[『平成10年版

	防災白書』国土庁,p309]
	阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
県	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
市 町	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
その他	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定・改正した律等については、以下のとおりである。</p> <p>【内閣府】 災害対策基本法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に災害対策基本法を二度にわたって改正した。 [平成7年6月改正] ・阪神・淡路大震災の際に災害応急対策にかかわる車両の通行が著しく停滞した状況等に鑑み、災害時における緊急通行車両の通行を確保するために行われた。 ・主な内容としては、 都道府県公安委員会による被害時における交通の規制に関する措置の拡充 通行禁止等が行われた場合の車両の運転者の義務 警察官等による緊急車両の通行の確保のための措置 国家公安委員会の関係都道府県公安委員会に対する通行禁止等に関する指示権 警察官等が強制措置として車両その他の物件を破損した際の損失補償などである。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成7年6月16日法律110号)) [平成7年12月改正] ・近年の災害発生の状況等に鑑み、防災問題懇談会(内閣総理大臣が主催)の提言を踏まえつつ、災害対策の強化を図るために行われた。 ・主な内容としては、 緊急災害対策本部の設置要件について災害緊急事態の布告を要件としないこととするとも に、組織を強化し、全国務大臣を本部長としたこと 緊急災害対策本部長の権限を強化し、指定行政機関の長に対して指示を行うことができること としたこと 非常災害対策本部の設置について迅速な体制構築のため内閣総理大臣が閣議を経ずに設置 することができることとしたこと 現地対策本部の設置の法定化 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官への所要の権限の付与 などである。(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(平成7年 12月8日法律132号)) <p>[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p291]</p> <p>被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的として、平成10年5月に制定され、平成11年4月から運用を開始した。 ・平成16年度政府予算案において、居住安定支援制度の創設が認められ、平成16年3月23日には、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成16年法律第13号)が衆議院本会議で全会一致で可決、3月31日には参議院本会議で全会一致で可決し、成立・公布された(平成16年4月より

施行)。

【内閣府、消防庁】

大規模地震対策特別措置法の改正(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(平成7年12月8日法律132号))

- ・平成7年12月の災害対策基本法の改正にあわせて、大規模地震対策特別措置法の改正を行った。

- ・改正の主な内容としては、

地震災害警戒本部員は、地震災害警戒本部長及び地震防災警戒副本部長以外の全ての国務大臣並びに国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命するものをもって充てることとしたこと。

地震災害警戒本部長が、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときに、その必要な限度において必要な指示をすることができる対象に、関係指定行政機関の長等を追加したこと。

である。(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(平成7年12月8日法律132号))

- ・平成13年12月に大規模地震対策特別措置法第3条第2項に基づく内閣総理大臣からの諮問を受け、中央防災会議において東海地震に係る地震防災対策強化地域の見直し等の検討調査が進められ、平成14年4月に、8都県(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)263市町村が強化地域として指定されることとなった。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年7月26日法律第92号)

- ・東南海・南海地震に関し、その地震災害、特に津波災害については、極めて広い地域において甚大な被害が予想されるため、今のうちから事前の防災対策を進める必要があるとして、議員立法により平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定された。

- ・同法においては、東南海・南海地震による地震災害を防ぐため、著しい被害が生ずる恐れのある地域(地震防災対策推進地域)を指定し、津波からの避難対策も含め必要な防災対策に関する計画を策定するとともに、観測施設等を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等について規定している。また、観測施設等の整備や科学技術水準が向上することにより、東南海・南海地震の予知体制が確立した場合には、東海地震と同様に大規模地震対策特別措置法を適用することとされている。

- ・法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に、1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された。

【科学技術庁、内閣府】

地震防災対策特別措置法(平成7年6月16日法律第111号)及び地震調査研究推進本部令(平成7年6月16日政令第296号)

- ・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めた。主な内容としては、以下の通りである。

都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成8年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとした。

地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、耐震性貯水槽、社会福祉施設、公立小中学校等の施設整備及び防災行政無線等の設備に掲げるものに要する経費に対する補助率のかさ上げ措置を講じる。

- ・また、本法律に基づき、地震に関する調査研究を政府として一元的に推進するため、地震調査研究

推進本部が新たに総理府に設置された。

地震調査研究推進本部は、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、本部長（現在、文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）で構成されている。同本部の役割は、同法の中で、総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の予算等の事務の調整、総合的な調査観測の策定、関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価、これらの評価に基づく広報等、と規定されている。また、同本部の下には、関係省庁の職員や学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されている。

具体的な活動内容としては、平成11年4月に「地震調査研究の推進について～地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策について～」を決定した。その中で、同本部は地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本的な目標に掲げ、当面推進すべき地震調査研究の主要な課題として、活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作成、リアルタイムによる地震情報の伝達の推進、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測等の充実、地震予知のための観測研究の推進、を挙げている。

文部科学省では、同本部の方針に基づき活断層などの調査を推進とともに、地震発生可能性が高い地域においてパイロット的（先行的）な重点的調査観測を行っている。また、大都市大震災軽減化特別プロジェクトの一環として、大都市圏における地殻構造の調査研究を実施しているほか、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺の高圧型地震の予測精度の向上のための観測研究を実施している。

- ・地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業については、さらに強力に推進する必要があるため、平成13年3月に地震防災対策特別措置法を改正し、平成17年度末まで特別措置を継続することとした。

[地震防災対策特別措置法]

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p292]

[『平成9年版防災白書』国土庁,p277]

[『平成14年版防災白書』内閣府]

【文部科学省、経済産業省、国土交通省】

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)

- ・平成11年9月のウラン加工工場臨界事故への対応において、初期対応における国、地方公共団体の連携強化、原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の防災対策上の責務の明確化等の課題が顕在化したことから、平成11年12月に原子力災害対策特別措置法を制定し、原子力施設や放射性物質の運搬時の災害対策について抜本的強化を図ることとなった。
- ・本法は、災害対策基本法を補完する特別法として、原子力災害予防に関する原子力事業者の義務、原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることにより、原子力災害対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携の確保、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の債務の明確化、原子力安全委員会の役割の明確化、について定めている。

[『平成13年版防災白書』内閣府,p165]

【防衛庁】

自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成7年10月25日政令第362号)

- ・都道府県知事等の災害派遣の要請が迅速に行われるよう、災害派遣を要請しようとする場合に明らかにすべき事項を簡素化した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p280]

【総務省】

事業用電気通信設備規則の一部改正(平成8年3月28日郵政省令第31号)

○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の告示の一部改正（郵政省告示第152号（平成8年3月

28日))

- ・情報通信ネットワークにおいて、一旦被災した場合に生じる機能支障が著しく大きな社会経済的影響を及ぼすおそれのある設備については、高レベルの地震動をも考慮したできる限りの地震対策を図ること、それ以外の設備については、速やかな通信機能の復旧を図るために必要な対策を図ることを規定した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p280]

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成8年6月12日法律第72号)

- ・国内において天災などの非常災害があった場合に、ボランティア団体による被災者の救援活動が円滑に行われるよう、郵便振替の加入者がその口座の預り金をボランティア団体に寄附することを郵政大臣に委託する制度である「災害ボランティア口座」を創設した。[『平成10年度防災白書』国土庁,p310]

【消防庁】

消防組織法の改正

- ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年10月の改正では、災害の規模等に照らし緊急を要し、被災地の都道府県知事の要請を待ついとまがないと認められる場合や、人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められる場合について、消防の応援に関する特例を設けた。(消防組織法の一部を改正する法律(平成7年10月27日法律121号)) [『平成8年版防災白書』国土庁,p63][『平成9年版防災白書』国土庁,p281]

- ・平成15年9月の改正では、大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化などに関する改正を行った。(消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号))

消防法の改正

- ・消防庁においては、立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けたほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等、消防法の改正を行い(消防法の一部を改正する法律、平成14年法律第30号)平成14年10月25日(一部平成15年10月1日)より施行した。

- ・消防法の一部改正に伴い、火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物及び避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物を定めたほか、自動火災報知設備を設置すべき防火対象物及び消防用設備等について点検を要する防火対象物の範囲を拡大する等の改正を行い(消防法施行令の一部を改正する政令、平成14年政令第274号)平成14年10月25日(一部平成15年10月1日)より施行した。

緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)

- ・消防庁においては、消防組織法の一部改正に伴い、消防庁長官による人員及び施設の緊急消防援助隊としての登録に関する規定の整備を行った(施行平成15年9月1日)[緊急消防援助隊に関する政令]

【厚生労働省】

救急救命士法施行規則の一部改正

- ・厚生労働省においては、平成14年12月に取りまとめられた「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告を踏まえ、平成15年3月26日に救急救命士法施行規則の一部を改正した(公布:平成15年3月26日、施行:同年4月1日)。これにより、除細動について、事前及び事後のメディカルコントロール体制の確立の下で、包括的指示による実施が認められることとなった。[『救急救命士法施行規則の改正について(消防救第72号)』消防庁]

【農林水産省】

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(平成10年3月31日法律第22号)

- ・農林水産業施設の災害復旧事業の効率的な実施を図るため、平成10年3月(第142回通常国会)に改正が行われた。主な内容としては、a 国の補助事業としての採択限度額を40万円に引き上げ、b 1箇所工事とみなす範囲を150mに拡大(漁港施設については、100mに拡大)、を行うこととした。[『平成11年版防災白書』国土庁,p333]

【国土交通省】

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)

- ・阪神・淡路大震災に鑑み、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性を確保するため、a 多数の者が利用する建築物の所有者の努力義務、b 建設大臣による指針の策定並びに所管行政庁による指導・助言及び指示、c 所管行政庁による耐震改修の計画の認定、d 耐震改修の計画の認定に対する建築基準法の特例及び金融上の支援措置、等からなる「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p280]

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)

- ・大規模地震時に市街地大火を引き起こすなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成9年5月に密集市街地における防災街区の整備に関する法律が制定され、11月より施行された。本法は、防災上危険な密集市街地を防災再開発方針において防災再開発促進地区として設定した上で、他に講じられる防災施策と連携し効果的な再開発を促進するため、建替に対する補助、延焼等危険建築物に対する措置、地区の防災性の向上を目的とする防災街区整備地区計画の創設、防災街区整備権利移転等促進計画の作成、建築基準法の接道の特例などを講じることができるものである。

- ・平成15年に法律の一部改正を行い(公布:平成15年6月20日、施行:平成15年12月19日) 防災街区整備方針への位置付け、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区制度の創設、老朽建築物を、防災性能を備えた建築物に更新する防災街区整備事業の創設、防災公共施設等の整備促進のための制度の充実が図られることとなった(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第101号))

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)

- ・人命を守るためには土砂災害防止工事によるハード対策と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅の立地抑制等のソフト対策を充実していくことが重要となっていることから、総合的な土砂災害対策を講じるため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定された。(平成13年4月1日施行) [『平成14年版防災白書』内閣府,p175]

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律の改正(平成13年4月25日法律第34号)

- ・鉄道事故及び航空事故の原因究明調査及び鉄道事故の体制の整備・強化を図るため、平成13年4月に航空事故調査委員会設置法及び鉄道事業法が改正された。[『平成15年版防災白書』内閣府,p201]

建築基準法の改正

- ・建築物の安全性の一層の確保や規制緩和等を背景に、平成10年6月12日に抜本的に改正された。(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号。施行は即日一部施行、平成11年5月1日一部施行、平成12年6月1日全面施行) 主な内容は、指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設、中間検査制度の創設、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する規定の性能規定化等、型式適合認定制度の創設、一定の複数建築物に対する制限の特例等、などである。

- ・平成16年3月に、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」が出されている。建築基準法の一部改正に関しては、(1)著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、(2)建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化、(3)特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例等、(4)一団地内の一の建築物に対

	<p>する制限の特例、(5)既存不適格建築物に関する規制の合理化、などを内容としており、(5)については、既存不適格建築物を一部でも増改築等した際に、即座に全基準に適合させる必要のある現行制度を合理化し、増改築等の全体計画を特定行政庁が認定した場合には工事に係る部分から順次基準に適合させることを可能とする等の措置を講ずることとしている。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>法的に言えば、地震の予知とは、単なる研究ではなく、リスクマネジメントであり、人々に避難行動を要求する前提となるものである。特に、その予見がはずれた場合、大変な経済的損失が生ずるので、責任者としては避難行動を求める決断を逡巡しかねないし、決断したが一度はずれば、次は狼少年で、従う者はほぼなくなる。そこで、法的意味における予知とは、人間に予防行動を起こさせる程度に、時と場所、期間を限定して、その大きさを具体的に明らかにすることが必要である。今回の震災の際は、関西にも地震が来るという警告をしていたとして、警戒が足りなかったことを戒める発言があったが、この程度の段階にとどまる限り、地震の予知は法的にも社会的にも何の意味もない。</p> <p>しかし、地震の発生する危険性は、地表からはわからないし、しかも、危険がいつ消滅するのかもわからない。人々は長期間の避難に耐えられないであろう。避難する人の数も、噴火の比ではなく、百万人単位となれば、避難する場所もない。もっとも、避難はしないが、わが家で地震に備えるという人のために予知も役立つが、その程度であれば、普段から地震に備えるよう注意を喚起するくらいで済む。</p> <p>地震の中でも東海地震に限り予知は可能という前提がとられているが、実際に人間の行動を規制するほど具体的な予知まではまずできるわけがないというのが現段階での研究状況ではないか。それでもできるような幻想を振りまいて、予算を獲得するのは詐欺まがいと非難されてもやむをえない。地震の予知などは法的にはほとんど無意味であり、大規模地震対策特別措置法は即刻廃止すべきである。</p> <p>これに対し、もっと長期スパンの地震予知は必要である。いつ来るかわからないが、どの程度の地震がいつ来ると見当がついていれば、耐震設計、都市のインフラなどの設計、建物の更新の参考になる。(阿部泰隆「防災・災害法制の現状と問題点 阪神・淡路大震災を中心として」『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』)</p> <p>災害対策基本法は、災害の場合の対処方法を決めた基本法であるが、避難勧告、警戒区域の設定は、市町村長の権限としている。これは市町村原則主義である。現場をよく知る市町村長の方が適切に対応できるという発想に基づく。しかし、市町村で対応できるのは小規模災害であるから、この法律は実は小規模災害対策基本法とでもいうべきであろう。雲仙の災害とか大地震のような大規模災害の場合には、国家が大災害と認定して、権限を掌握して、責任を負って、対応すべきである。(阿部泰隆「防災・災害法制の現状と問題点 阪神・淡路大震災を中心として」『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』)</p> <p>(災害対策基本法の避難勧告)この制度は、あくまでも立ち入れば犠牲になる者のための後見的な制度である。罰則をもって共生する制度がいきすぎであれば、住民は自らの危険で立ち入ることにすればよい。それなら補償が要るはずはない。これは、財産権を「公共のために用いた」という憲法上の損失補償の問題ではなく、長期間の災害によって脅かされた生活と営業に対する政策補償の問題である。(阿部泰隆「防災・災害法制の現状と問題点 阪神・淡路大震災を中心として」『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』)</p> <p>阪神・淡路大震災に対処するための財政援助及び助成に関する法律が制定された。...(中略)...福祉施設の復旧費には国庫補助が出るが、福祉施設の場合、通常の経営では、この自己負担分を貯金する方法はない。措置費と入居者からの徴収分は施設の運営にあてるので、貯金の余裕はない。あるのは、寄付分とか、他の病院経営の儲けなどである。...(中略)...芦屋市のある特養は震災前にほぼ完成していたところで全壊した。</p>	

しかし、完成していなかったために施設としての許可を得ておらず、災害復旧費の補助を得られなかったという問題が指摘されている（神戸新聞四月二一日夕刊八面）。今回の震災で兵庫県内の小規模作業所約20箇所が全半壊した。無許可作業所には運営費の補助があったが、潰れた場合、厚生省の災害復旧事業の補助対象にはならない。共同作業所で働く障害者は仕事が減り、自宅も壊れ、しかも、作業所もない等、大変な苦勞をしている。頼りは義援金だけである（朝日新聞四月一六日一四面）。民間の財団の助成で、兵庫県内に12箇所の授産所ができたそうである。また、被災障害者のために10億円基金を設立して、その利子で障害者の小規模作業所などを支援したという（神戸新聞四月一〇日四面）。神戸新聞厚生事業団は2000万円を在宅障害者の作業所に助成する（神戸新聞四月二二日七面）。福祉水準の維持は国家の任務であるから、民間の力だけに頼っているのは不合理であり、民間の福祉施設の倒産分は国家が補う工夫をすべきであろう。そもそも無認可施設という存在自体が不合理で、小規模のものでも、国家が支援すべきである。（阿部泰隆「防災・災害法制の現状と問題点 阪神・淡路大震災を中心として」『阪神・淡路大震災 法と対策 ジュリスト臨時増刊1995年6月20日号』）

（上記以外のこれまでの各方面からの指摘事項については各IDを参照）

課題の整理

『防災体制の強化に関する提言』（平成14年7月 中央防災会議防災基本計画専門調査会報告）において、「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正を始め各種法令等の整備を行ったところであるが、大規模災害や様々な形態の災害に一層適切に対処するため、災害対策関係法令等について再点検を行うべきである。」との提言がなされている。

今後の考え方など

震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。（神戸市）